

## ●香川県監査委員公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年9月7日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	森 裕 行

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
西讃農業改良普及センター	平成30年4月9日
農業試験場	平成30年4月11日
農業大学校	平成30年4月16日
水産試験場（赤潮研究所）	平成30年4月17日
東部家畜保健衛生所	平成30年4月18日
東讃土地改良事務所	平成30年6月19日
畜産課	平成30年7月11日
水産課（海区漁業調整委員会事務局）	〃
農業経営課	〃
土地改良課	平成30年7月30日
農政課（組合検査指導室）	平成30年7月31日
農業生産流通課	〃
農村整備課	〃
東讃農業改良普及センター	平成30年8月29日
中讃農業改良普及センター	〃
畜産試験場	〃
西部家畜保健衛生所	〃
中讃土地改良事務所	〃
西讃土地改良事務所	〃

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

##### (1) 指摘事項

該当事項なし

##### (2) 指導注意事項

###### ア 支出について

(ア) 自家用車の公務使用について、あらかじめ旅行命令権者の承認を受けていないものや、

承認を受けて出張をしているにもかかわらず旅費が支給されていないものがあつた。(土地改良課)

(イ) 会員に対する謝金について、誤って別人に支払っているものがあつた。(農村整備課)

(ウ) 超過勤務手当について、複数の支給漏れがあつた。(畜産試験場)

イ 契約について

肥料及び農薬類の購入に係る単価契約について、見積書で示された単価と異なる単価で誤って契約を締結しているものがあつた。(農業大学校)

ウ 物品について

(ア) ETCカードについては、使用后、速やかに保管責任者に返還する必要がある。(西讃農業改良普及センター)

(イ) 園芸総合センターで生産される原種は、園芸総合センターの物品取扱員に引き継がなければならないが、本庁(農業生産流通課)の物品取扱員に引き継がれていた。(農業試験場)

(3) 検討指示事項

該当事項なし